

# 令和4年度 桜川市決算報告

令和4年度の一般会計・特別会計および水道事業会計・病院事業会計・下水道事業会計の決算が、令和5年第3回桜川市議会定例会で承認されました。その概要を、一般家庭の家計に置き換えてお知らせします。

また、本紙4・5ページでは、健全化判断比率についてお知らせします。

■問合せ/財政課 (☎58-5111・75-3111 代表)

## CONTENTS

- 02 桜川市決算報告
- 04 桜川市の健全化判断比率
- 06 地産地消推進給食
- 07 まちの話題
- 08 スマイルクラブ教室案内
- 09 歴史資料館だより No.102
- 10 健康ガイド
- 12 情報ひろば
- 15 文芸さくらがわ
- 16 桜川市主要施策報告会  
防災こうぎ 2023

## 表紙

みんなで楽しくいただきます



表紙は、9月15日に雨引小学校で、給食を楽しむ児童を撮影したものです。

当日は「いばらき県産デー」に合わせ、生産者から野菜づくりについての話を聞き、地域で採れた野菜を使用した給食が提供されました。

児童たちは食材に対するありがたみを感じ、笑顔で楽しく給食を食べました。(6ページに関連記事を掲載しています。)

## 桜川市の人口と世帯

【人口】 36,837人 (-100)  
【男】 18,297人 (-42)  
【女】 18,540人 (-58)  
【世帯】 13,503世帯 (-23)  
( )は対前月増減  
常住人口  
令和5年9月1日現在

令和4年度の一般会計における歳入(収入)は、23億5,683万6,129円で、歳出(支出)は、217億2,823万5,888円でした。

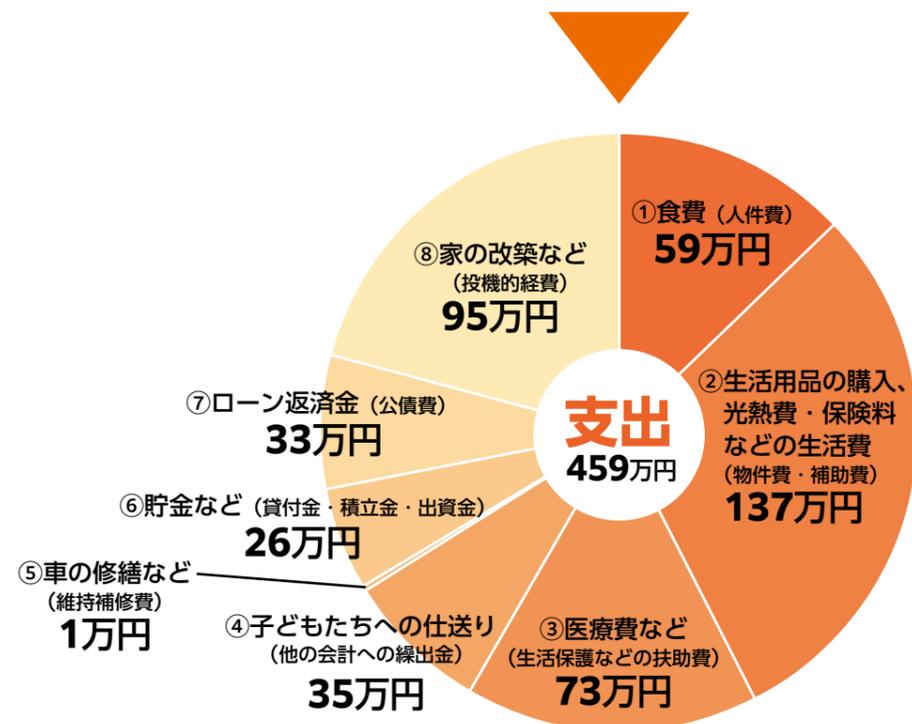
## 一般会計

桜川市の会計は、一般会計と4つの特別会計の他、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計があります。一般会計は「一般的な行政に必要な経費」を扱う会計で、通常の行政事業の範囲で毎年必要となる経理であり、特別会計は、国民健康保険事業のように「特定の事業を行う」場合に設けられる経理です。

内容	決算額
① 人件費	28億 1,817万円
② 物件費・補助金	64億 6,396万円
③ 生活保護などの扶助費	34億 5,235万円
④ 他の会計への繰出金	16億 6,272万円
⑤ 維持補修費	7,713万円
⑥ 貸付金・積立金・出資金	12億 2,989万円
⑦ 公債費	15億 4,650万円
⑧ 投資的経費	44億 7,751万円
歳入合計	217億 2,823万円

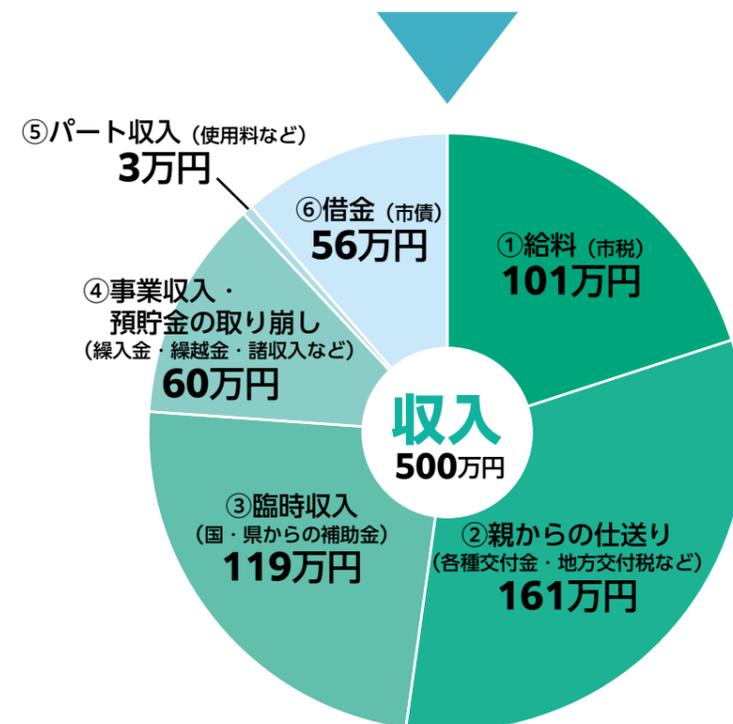
## 歳出

※置き換えた内容は、分かりやすく説明するために、市財政課が独自に設定したものです。



## 歳入

内容	決算額
① 市税	47億 6,699万円
② 各種交付金・地方交付税など	75億 9,619万円
③ 国・県からの補助金	56億 2,360万円
④ 繰入金・繰越金・諸収入など	28億 4,901万円
⑤ 使用料など	1億 7,030万円
⑥ 市債	26億 5,075万円
-	-
-	-
歳入合計	236億 5,684万円



歳入合計を500万円とし、一般家庭の家計に置き換えてみると...

区分	収入	支出
収益的事業	11億 6,898万 9,072円	10億 1,668万 1,503円
資本的事業	4,588万 6,800円	1億 9,421万 8,859円

【水道事業会計決算】

区分	収入	支出
収益的事業	5億 4,370万 5,591円	5億 5,080万 8,524円
資本的事業	1億 6,685万 5,769円	2億 3,962万 4,355円

【病院事業会計決算】

区分	収入	支出
収益的事業	10億 2,173万 7,773円	9億 6,643万 4,901円
資本的事業	2億 8,826万 7,706円	5億 4,888万 1,080円

【下水道事業会計決算】

区分	歳入	歳出	
一般会計	236億 5,683万 6,129円	217億 2,823万 5,888円	
特別会計	国民健康保険	47億 1,555万 1,695円	45億 4,240万 7,410円
	介護保険	46億 3,196万 78円	42億 417万 8,037円
	介護サービス事業	921万 7,007円	678万 8,535円
	後期高齢者医療	4億 8,607万 6,012円	4億 8,425万 8,505円
総合計	334億 9,964万 921円	309億 6,586万 3,075円	

【歳入・歳出総額】

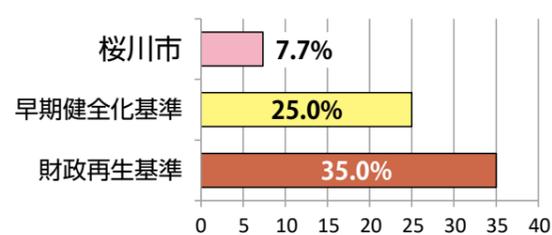
健全化判断比率

令和4年度の①実質赤字比率と②連結実質赤字比率については該当は無く、③実質公債費比率は7.7%、④将来負担比率は31.7%で、すべての指標が国の基準を下回っています。

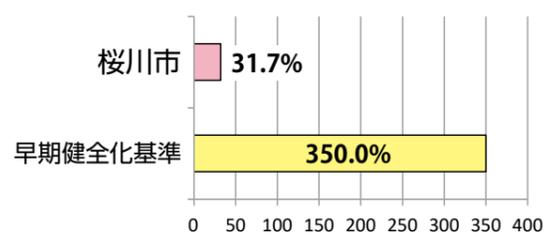
【令和4年度の健全化判断比率】

	桜川市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	13.08%	20.00%
②連結実質赤字比率	該当なし	18.08%	30.00%
③実質公債費比率	7.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	31.7%	350.0%	-

実質公債費比率



将来負担比率



資金不足比率

経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。いままでに桜川市は、資金不足（赤字）が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

【令和4年度の資金不足比率】

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	20.00%
病院道事業会計	該当なし	20.00%
下水道事業会計	該当なし	20.00%

糖尿病専門医・内分泌代謝科専門医  
**県西糖尿病内分泌内科クリニック**  
 院長 樋田 武史

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30 - 12:30	○	○	○	○	○	14:00まで
午後 14:30 - 18:30	/	○	○	/	○	日・祝休診

筑西市成田678番地(筑西警察署斜め向かい) 電話:0296-48-9609  
 予約制のためお電話でのご予約をお願い致します

有料広告 募集中!

**S sakuragawa public relations**  
 -広報さくらがわ-

■サイズ 1 枠 45mm×85mm、2 枠 45mm×172mm  
 ■掲載料 1 枠 10,000 円、2 枠 20,000 円 (月額) ※連続掲載で割引制度があります。  
 ■問合せ先 秘書広報課 ☎58-5111-75-3111 内線1268

桜川市の健全化判断比率などをお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率および資金不足比率をお知らせします。健全化判断比率は、市の財政状況の健全化を判断する指標です。指標には4つの比率があり、それぞれ早期健全化基準と財政再生基準があります。また資金不足比率は、公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率です。

「健全化判断比率」の4つの比率とは？

①実質赤字比率

一般会計などを対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど、財政運営が深刻化していることを表します。

②連結実質赤字比率

特別会計や企業会計など全ての会計を対象とした、実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど、財政運営が深刻化していることを表します。

③実質公債費比率

一般会計などが負担する、元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。

④将来負担比率

一般会計などが、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

※標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模

「早期健全化基準」「財政再生基準」とは？

【早期健全化基準】

早期健全化基準の数値を超えた場合は、改善が必要な状態とみなされて財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的かつ計画的な改善努力による財政健全化に取り組まなければなりません。

【財政再生基準】

財政再生基準の数値を超えた場合は、財政再生団体となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、国の関与による確実な再生に取り組まなければなりません。市税や公共料金、住民サービスなどの見直しが必要になり、地方債（いわゆる借金）が制限されます。